



革命ロシアの極東進出
満洲事変前夜まで

斎藤良衛

書肆心水

革命ロシアの極東進出
目次

第一章 ソヴィエト露国の極東進出

第一節 帝制露国時代の極東進出状況一斑	15
第二節 ソヴィエト露国の極東進出の動機	19
第三節 ソヴィエト露国の東洋進出の準備	24
第四節 進出の経路	30

第一 ヨーカサス経略	320
第二 ベルシャへの進出	34

第二章 ソヴィエト露国のシベリア統一

第一節 ブレスト・リトウスク条約締結と連合軍の対露態度	51
第二節 連合軍のシベリア出動	55
第三節 シベリア地方政権の興廃	65
第四節 ソヴィエト露国のシベリア蚕食	70

第三章 ソヴィエト露国の支那赤化

第一節	カラハン宣言	81
第二節	ユーリン及びバイクスの支那派遣	102
第三節	ソヴィエト露国の外蒙侵略	107
第四節	ヨツフェの活躍	115
第五節	カラハンの乗り出し	131
第六節	東支鐵道ソ側幹部の積極態度と支那側の反噬	
第七節	共産インターナショナルの正体	175
第八節	ボロディンの淒腕	219
第九節	赤化運動の蹉跌	264
第十節	東支鐵道に関する露支交渉	300

索引

318

革命ロシアの極東進出

満洲事変前夜まで

凡例

- 一、本書は貞藤良衛著『ソヴィエト露國の極東進出』（一九三一年、日本評論社刊行）の改版改題復刻版である。
- 二、仮名遣いは現代仮名遣いで表記した。
- 一、漢字は新字体（標準字体）で表記した。同義用法のある漢字同士においては現今一般的なもののはうにおきかえた場合がある（例　瓦→瓦、著→着）。また、「廿」「卅」を「二十」「三十」におきかえたり、「言う」「云う」「曰う」を「言う」に統一したり（表記の慣例化している「曰く」を除く）、「取極」を「取決め」におきかえるなどの処理もおこなった。
- 一、現今一般的文書で漢字表記が避けられる傾向にあるものを平仮名表記におきかえた。また現今公的な文書において片仮名書きでは避けすぎた印象を与えるために片仮名書きは避けられる語を平仮名におきかえた。また、合略仮名は平仮名におきかえた。
- 一、西暦年の表記は「一千九百二十一年」の形式から「一九二一年」の形式におきかえた。
- 一、読み仮名ルビを加えたところがある。
- 一、元の本ではいわゆる片仮名語が鍵括弧で括られているが、これは片仮名語であるがゆえにそのように処理されていると見るべきものなので、本書では鍵括弧を外して表記した。その他、鍵括弧の使用は現今の慣例によつて調整した。
- 一、片仮名語の一部のものを現今一般的な表記におきかえた（例　アーメニヤ→アルメニア、モスクワ→モスクワ、ゼネヴア→ジユネーヴ）。
- 一、元の本にある本文上部余白の見出しは本文中に段落替えを施して本文中の小見出しとした。小見出しの込み具合によって省いたものもあり、小見出しの文言を統合、調整した場合もある。又、小見出しの事情と関係なく段落替えを施したところがある。
- 一、句読点と中黒点の使い方は現代的感覚で加減調整し、送り仮名も現代的感覚で加減した。
- 一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、その他は文字か「々」におきかえた。
- 一、本書刊行所による注記は「」で括つて示した。
- 一、索引は本書刊行所によるものである（元の本に索引はない）。

緒 言

一、ソヴィエト露国の極東進出は極局の外交、政治、經濟その他の方面に比較的大きな波紋を画いてゐる。見方に依つては、我が国の国運も、政治経済も、ことごとくこの波紋の中に捲込まれてゐるとも言ひ得る。しかしながらソヴィエト露国が何がために、如何なる手段方法に依つて、又如何なる方面に目を付けているか等々の事項に付いては、或る特定の、しかも甚だ限られた範囲以外の人には、ほとんど知られも、考えられもせぬのではないかとさえ思われる筋がある。しかのみならず近年ソヴィエト露国筋からの宣伝文書らしいものが、坊間に少なからず流布している。そしてそれがためソヴィエト露国の極東進出の真意を誤まり考える人も、必ずしも少なくないと思う。執筆の動機はここにある。

一、ソヴィエト露国の極東進出と銘を打つ以上、我が国におけるその動きをも述べねばならぬはずであり、又かくすることが必要でもあるのだが、これは事情に依つてことさら省いて、主として支那におけるソヴィエト露国側の活動状況を述べるに止めた。

一、ソヴィエト露国の最近の活動は政治方面から經濟方面へと動き出した傾向が見える。そこで本書の末尾にソヴィエト露国の経済政策の外交的意義と言う一節を付けるはずであつたのだが、書くべきことが余りに多く、本書が少し大きくなり過ぎると思ったから、折角草稿が大体出来たが、割愛した。

昭和六年六月

著 者

第一章 ソヴィエト露国の極東進出

第一節 帝制露国時代の極東進出状況一斑

最近の支那時局に対し最も大きな波紋を起した事柄の一つは、露国の東洋への再進出である。

ピヨートル大帝の偉業を完成すべく努力した帝制露国は、さきにウラジオを手に入れたものの、不凍港を獲んとの努力を重ねて、極東に幾度かの波瀾を惹起したことは、読者の夙に知られる所である。

帝政露国の大東進出の三路

帝制露国の目論見た支那への進出路に大体三つある。

第一は満洲を南下して旅順、大連の不凍港を目指すもので、これは日清戦争直後の露独仏三国の干渉の、巧妙ながらも見え透いた利己的外交と、団匪事件を切っかけの露骨極まる侵略方策とに依って、一時は宿志達成と見えたが、好事魔多く、露国牽制を主要な目的とした一九〇〇年の英独協商や、日本の強硬な反抗、ならびに支那官民の反対等のため思いのままに進捗せず、次いで我が國と戦つて敗れてからは、帝制露国は内には内乱の氣運に脅かされ、外には大戦の創痍癒えざるためと、日本の勃興に制せられて、実力上活動の余裕を失い、南滿に対する野心は、あくまで棄て難いながらも、実現に由なく、遂に一時この方面への浸潤は喰止められざるを得なくなつた。

露国の選んだ第二の極東進出路は中央アジア方面から中部支那に至るもので、同国は久しい以前からこの方面を睨みに睨んでいた。そして機に応じ時に触れて、かれこれと計画を進め、又事実手も出して見た。西藏に関する露支間又は露英間の紛争も、陝西、甘肅を経て海洲に至る鉄道敷設権獲得のため

の永い間の努力も、伊犁、新疆に対するその不斷の尽瘁も、皆この目的から出でている。しかしながらこには第一の満洲線よりもさらに重大な故障が横たわっていた。この故障は支那側からも来れば、露国の方を付ける以前からこの方面に手を染めた英國との重大な利害の衝突からも来ていて、ために満洲方面の様な華々しい發展を見ることが出来ずに入った。けだし南滿方面は、今日はともかく日露戰爭頃までは、支那に取つては支那本部に比べるとさしたる重要な領土とは思われず、國家の安全と獨立とに非常な影響のあるものとは考えられずにいた。然るに中央アジアから中部支那に至る線になると、何と言つても露国の勢力を支那の土手つ腹に引入れるものであるから、當時比較的閑却されていた満洲方面への露国の進出とは、全く異なつた觀念が支那官民の間に漲つていた。一体支那は辺境に對しては不思議な程無関心であつた傾向がある。伊犁、新疆、黒竜江流域の広大な地方を露国にチヨロまかされても、余りに大きな問題とはされずに済んだ。これには露国の外交の巧妙と、支那の政治家中、露国を援けて英仏等の諸国を制しようとする政略的見地から來た事由はあるが、さて、事の支那本部、なかんずく中部支那に関する問題となると、さしたる大問題とも見えぬものまでが非常なセンセーションを起し、これに伴つてとかくに清朝大官連の勢力争いなども手伝つて、事益々面倒となる傾向が多分にあつた。それだけならば未だしも、他方露国の中北部支那への進出を以て、永年間に築き上げた自國の優越權に對する脅威と考へる英國の反抗と相待つて、露国の鬱勃たる野心も南北満洲方面のよう着々と満たされ得なかつた。

露国への支那への進出のために選んだ第三の路は、外蒙を経て山西、直隸に入り、さらに山東省の不凍港に出る途である。この方面は南滿へ出るものに比べると地理的に政治的に不利な点があるにしても、抵抗が少ないだけに成功の望みはある。露国の伊犁、新疆への進出も、庫倫^{クーロン}〔ウランバートル〕、ウリヤス

タイ、張家口方面の活動等も、皆この目的に出たものであり、京漢線敷設競争に飛込んだのも、ドイツの膠州湾占領よりも以前に支那政府から同地を海軍根拠地として使用する権利を得たのもこの目的からである。而して前記第二及び第三の路への努力は、第一の進路へのそれと同様に、日露戦後一時は全く停止のやむなきに至つたが、露国の不凍港への努力は、或る意味においてはその死活問題であるだけに、日露戦争の蹉跌のために永く放棄せらるべきものではない。抵抗力の少ない支那の辺境に対する活躍の必ず繰返さるべき運命にあつたことは、識者を待たずして知るべきである。帝制露国はもとより日露戦争の善後策に忙殺されながらも、虎の様な鋭い眼を睜つて好機の到るを待受けた。果然好機は見舞つた。支那の第一革命がそれであつた。

第一革命と帝政露國の外蒙進出

革命の紛擾に次いで不安定な事態は帝制露國の活躍にはこのうえもない機会であつた。ここにおいて同国は奇貨おくべしとして魔手を外蒙に延ばした。けだし外蒙は久しく清朝の節度に服して來たとは言ふものの、甚だその施設を喜ばず、活仏を中心としてラマ教徒独自の政治を行わんがための分離気運が盛んであつたことは露國の夙に知る所であつた。彼の睨い所はこの点であつた。然るに第一革命は蒙古に支那から独立させる好口実を与えた。蒙古側の理窟から言うと、一体蒙古が歸順したのは清朝であつて民国ではない。清朝倒れて後の蒙古には最早支那に隸属すべき理由はなくなつたと言うのである。

蒙古独立

他方帝制露國の活躍もあり、外蒙は遂に一九一一年の十二月に独立を宣言した。支那側は始めこれを

児戯くらいに軽視したが、露国の背後にあるを知つてからは、大分問題が喧しくなつて、対露戦争論までも出た位であったが、帝制露国はこんな事には一向頓着なく、兵を外蒙独立国内に入れ、次いで外蒙古土人軍を組織させ、多数の露國士官を送つて蒙古人士官の教育と事實上の軍隊指揮に当らしめ、又沢山の武器弾薬その他の軍需品を供給し、財政外交等に付いても顧問等をして有力な干渉指示を与えさせ、かくて外蒙は事実上露国の保護国となつて終つた。次いで一九一二年には露蒙協約を結んで、露国は外蒙の独立を承認し、外蒙は自治制度の維持、蒙古軍の編成、支那軍の侵入防止、支那人の移住防止等のため露国の援助を受ける約束をしている。それから間もなく露蒙間の電信協約が出来て、露国は或る重要な電報通信線の敷設及び経営の権利を得、さらに外蒙鉄道敷設に付いても甚だ有利で重要な特権を得、将来蒙古が他国又は他国人に鉄道利権を付与するに当つては先ず露国の同意を得ねばならぬことまでも約束させている。又一九一二年十二月には外蒙と西藏との間に同盟条約が結ばれたが、これも皆露国の指金で、双方人民が共にラマ教を尊信している点に目を付け、両者を打つて一団となし、露国の宗主権の下に立たしめようとの魂胆であることは多言を要せぬ。そしてこれが帝制露国の一極東進出路の前頭第二第三の実現を目論見ての仕事であることもまた言うまでもない。當時支那は第一革命直後の内紛処理に忙殺されて、到底力を外交に用いる余裕なく、露国の辺境に対する侵略政策に対し如何とも手の下しようがなかつた。袁世凱が大總統となつた際、外蒙に対して、独立を取消して民国に加盟方を勧誘しても見たが、力の伴わぬ紙上の勧告に終つたことは言わずして知れている。

一九一二年の露支協定

もつとも一九一二年五月に批准の交換を見た外蒙に関する露支協定において、帝制露国が同地方に対

する支那の宗主権を認めてはいるが、他方同協定において外蒙の完全な自治権が規定され、露支両国が外蒙の内政に干渉せぬこと、両国とも兵を外蒙に出さぬこと、移民を送らぬこと、政治的領土的の性質の外蒙問題処理に関しては、支那政府が露国と協議をせねばならぬこと、支那と外蒙との問題に付いては双方は常に露国の周旋を求めねばならぬこと等が定められているから、同協定に明定した支那の宗主権なるものは単に形式的のものと言わねばならぬ。同時に帝制露国はドシドシ外蒙を露国化して、支那の色彩は外蒙から日に日に薄らいで行つた。

一九一五年の露支キヤクタ条約

その後一九一五年に露支蒙間にキヤクタ条約が結ばれた結果、支那の外蒙に対する権利は形式的に露蒙協定の規定に比して幾分伸張された。これは前年からの歐洲大戦のために、露国が支那の御機嫌を取つたと言うに止まり、事實上においては露蒙協約時代の旧態依然たりで、露国の外蒙における絶対優越権にはほとんど消長なしと言つて然るべきものであつた。

第二節 ソヴィエト露国の極東進出の動機

看板の塗替え

然るに一九一七年の露国革命は俄然事態を一変させ、内外の事情は新興ソヴィエト露国をしていよいよ極東における活動を断念せしめたかに見えたが、それはほんの一時で再び猛烈な勢いで支那へと進んで来て、帝制時代の帝国主義の看板が塗り潰されて、被圧迫民族の解放なる新旗幟の下に印支波その他

のアジア民族との大同団結を提唱し、それからの露国の対支活躍は実に大胆活潑を極めたもので、或る意味においては帝制露国以上に悪辣に、露骨に、無遠慮に浸潤を逞しうし、帝制露国の末期においてその保護国とした外蒙は、ソヴィエトになつてから、これを事實上のソヴィエト連邦の一とし、外蒙のお隣りのコロンバイルにも指を染め、又山西に躊躇していた頃の馮玉祥と結んだり、當時未だ廣東にあって、孤立無援に苦しんだ孫文とも結んだりした。

元来ソヴィエト露国は、その言う所に従えばプロレタリア專制の世界政府を作るのが理想であるから、本来ならば、馮や孫の如き支那におけるブルジョア階級と結ぶのは、その根本の大方針と矛盾した措置ではあるが、支那には歐洲諸国のような資本家と労働者との階級闘争が未だ起つておらず、幾億と言う人口の内本当の工場労働者と言つては、上海、漢口、青島その他の大都市にあるわずか二、三十万の小人数に過ぎず、人口の大多数を占めている農民は、太古そのままのような人間で、階級闘争に引摺り込むには余りに幼稚で、余りに平和的であるから、これを利用する途がない。されどソヴィエト露国の極東への進出は、歐洲における時局の推移から見ても、はた又露国の国内的動因からしても、是非とも急激に実現せねばならぬ羽目に立ち至つてゐる。そこでソヴィエト露国は、支那においては先ず小ブルジョア革命を以て進み、兼ねて労農民革命の素地を作るべきであると説明して、大理想と相容れない方法までも敢えてして、対支進出政策に精進している。他方あらゆる手段を以て、階級闘争の激成、共産分子の養成指導等を怠らぬことは、言うまでもない。ともかくソヴィエト露国の対支積極政策は、帝制露国とのそれとは形式と手段こそ違え、實質的には今日の方が前よりも却つて露骨に且つ無遠慮に決行されてゐる。

ソヴィエト露国の極東進出の二つの動因

そもそもソヴィエト露国が東方への再進出を企図するに至った近因如何と言うに、ピョートル大帝以来の東方策が伝統的に露国人の頭に深く刻まれていることも、その一つであるには相違ないが、さらにここに二つの事由を挙げねばならぬ。その第一は、東洋が最も多く露国の赤化主義宣伝に好都合であったことである。惟うに歐米諸強の資本主義の浸潤進出は、近代において東洋が最も顯著であるだけに、東洋人の歐米資本主義国に対する反感が最も熾烈で、それがため東洋各地における利権回収、外力排除等の主張が、近來年を逐うて益々盛んになって来ていたことは、何人も否認の出来ぬ事實であろう。歐洲大戦以後、民族自決とか被圧迫民族の解放とか言う形における民族主義隆盛の時代になつて来てからは、なおさらのことである。この機会に乗じて最も多く東洋人の人気をかち得るものは、ソヴィエト露国でなければならぬ。何となればソヴィエト露国は少なくともその当時においては、最も明確に且つ最も大胆に、東洋弱小民族の解放を叫び出したからである。もつともこの叫びの動機に至つては、多分に不純の要素があり、後章に詳説するが如く、それは單に赤色帝国主義実行のための看板に過ぎぬにしても、他の欧米諸国の従来の対アジア政策に対する東洋各地弱小民族の不満は、これ等諸民族をしてソヴィエト露国の本当の腹の奈辺に存するか、ソ国は果して一蓮托生するだけの誠意と実力があるかなどの事情を究める余裕を持たしめずに、驕慢にその主張に共鳴し、その宣伝に乗つて行つた。であるからソヴィエト露国がこの新旗幟を立てて、遠く東洋諸国に呼びかけてからのこれ等地方における赤露の声望は一時実に耀かしく、東洋民族中にはこれを以て救世主の出現とまで隨喜の涙を流したものもあつた。

ソヴィエト露国の大進出の第二の動因は、歐洲における対露連合の成立である。ブレスト・リト

ウスク条約に依る露国の対独単独媾和以来、連合諸国の対露態度は早くから反ソヴィエト的であり、ソヴィエト露国の出現に至大の危険と脅威とを持ち、始めは対露経済封鎖を以てこれに当り、次いでベルサイユ条約に依つて北はバルト海から南は黒海沿岸地方に亘つて数多の新独立国を作り、これに依つてソヴィエト主義の露国以外への浸潤を防止すべきいわゆるコルドン・サニテール〔防疫線、緩衝地帯〕として、同時に積極的にソヴィエト主義を露国内からも葬るために、或いは列国の武力干渉となり、或いは露國內反ソヴィエト勢力の支援となり、欧洲諸国は英仏二国の首領で、共産露国を如何にして欧洲方面から没滅させようかに浮身をやつした。一方ソヴィエト露国はこれと対抗して、欧洲諸国内の無産党を動員して、盛んにこれ等諸国内の秩序と平和とを紊乱せしめ、依つて以て世界革命の理想の実現に努力し、レーニンを始めソヴィエト露国の有力者は、機会ある毎に公々然これ等諸国の制度を罵詈し、口を極めて列国諸般の施設を痛撃し、又旧条約の一方的廢棄、外債棒引声明等の不当措置が相次いで起つたから、列国の対露態度は益々強硬になり、共産党に対する取締りは厳峻を極めた。そこで各国内の無産階級の動員による擾乱惹起のソヴィエト露国側の計画は、わずかに一九二〇年にポーランドにおいて共産革命の一時的成功を見たが、間もなく失敗し、その他欧洲赤化の運動は一つも思う様に行かず、経済的にも、政治的にも、欧洲はソヴィエト露国に全然閉ざされて終つた。これがソヴィエト露国を駆つて東洋方面に動かした重要な原因の一つである。もしもソヴィエト露国にして欧洲において国民的欲求の満たさるべき望みがあつたならば、新政体樹立後間もない不安定な時代に何を苦しんで遠い東洋にまで手を出す必要があろうか。ソヴィエト露国はあくまで欧洲の国であり、その安危は一に係つて欧洲の事態に支配される。極東への進展もソヴィエト露国には極めて重要な事柄であり、殊にシベリアなり中央アジアなりに歴史的根拠を持つ同国としては、この地方への進展が或いは自然の成行きとも見られよう。しか

しながらこれを歐洲問題に比すれば、胴体と手先足先位の輕重の差はある。従つてソヴィエト露国の对外進展は先ず歐洲に向い、而して後に極東に及ぶべき順序であらねばならぬ。それを逆に行くことには前述の如きやむを得ぬ理由があるからである。それだけにソヴィエト露国はどうしても歐洲方面への進展の希望は棄てることが出来ず、あくまでも歐洲問題から目を離さず、東洋進出に懸命の努力を惜しまぬながらも、常に歐洲方面の事態をそれ以上に懸念している。さればこそ東洋方面における歐洲諸国といわゆる帝国主義施設に対する東洋民族の反対機運を煽動するソヴィエト露国は、これを転じて自國の対歐洲政策に利用することを怠らぬ。

ソヴィエト露国の見る極東問題の二方面

一体ソヴィエト露国側の見る極東問題には二つの方面がある。一つは極東弱小民族の解放主張に依つて、これを自國の政治組織の内に織込むことで、この手で外蒙を侵略し、この手を南支及び中支にも延ばした。露都にある革命博物館を見て来た人の話に、備え付けの大支那地図には、外蒙と広東、福建その他一時共産派の権下に帰した地方を、欧露と同じ赤色に染めてあるそうである。も一つは東洋諸国における英仏等諸強の勢力を覆し、以て歐洲におけるこれ等諸国の地位を弱めることである。そしてこれら等方策はソヴィエト露国当局又は共産インターナショナルの領袖等が色々な機会において公言した所である。これには色々な理由が説明され、弁解も試みられているが、東洋問題を利用して歐洲問題を自己に有利に導こうとするソヴィエト露国の大方針から出ていると言うことは、隠しても隠し得ぬ。ソヴィエト露国の対東洋政策の解釈にはこの事を無視し得ぬ。

第三節 ソヴィエト露国の東洋進出の準備

ソヴィエト露国的新旗幟とアジア民族の人気

ソヴィエト露国の打揚げた民族自決、被压迫民族解放の大きな峰火はレーニン等の期待通り東洋諸国の一端に大きなセンセーションを惹起した。従来先進諸国これ等地方に採った政策に対する住民の不平と不満とは、この烽火の響きに応じて、ソヴィエト露国謳歌の声が日に日に高くなつた。しかしながら流石のソヴィエト露国の策士といえども、直ちに進んで東方に向つて赤色帝国主義の実行に取掛かるに、無準備では成行きの望み少なきことを熟知した。しかも当時シベリア方面にもコーカサスや中央アジア方面等にも、反ソヴィエト主義者の勢力が瀰漫していたから、急に東方に向おうと思つてもおいそれとは手が付かぬ。そこで先ず地慣らしのために考え付いた事は東方諸民族中に共産主義者を出来るだけ多く造つて、他日の大成を期することである。東方諸民族間にはソヴィエト露国への共鳴者が多数あるにしても、さてこれを手足として思う様な方略を実行する程に密接な、忠順な、そして従順な主義者と言つては、当時は先ず以て皆無と言つて差支えなかつた。唯わずかに露国革命当時から露国において、その成功に心酔した若いアジア人か、又はその後入国して共産主義を吹込まれた連中位が闇の山である。そこで先ずこれ等のアジア人を本国に送つて宣伝させても見た。其鳴者に旅費、宣伝費も与えた。モスクワへ度々呼んでも見た。しかしそれだけでは東方諸国の国民運動を急激に盛んにする望みは少なかつた。

であるからソヴィエト露国はもつともつと諸地方の国民運動者を引付けると同時に、大掛りで主義の

宣伝のための氣勢を揚げねばならなかつた。且つ又東洋諸地方人民の間には、西の国の從来の遺り口に懲りて、とかく外來者に対する猜疑の念が相当深く、ソヴィエト露国の揚げた看板に対しても果して頼りになるものか否かに付いて的確な判断も付かずにいたから、ソヴィエト露国は東方諸國への主義の宣伝を外力たる露国の手に依つてなすことを不利益とも不得策とも考えて、これは是非とも東洋民族自身をして被圧迫民解放運動を起さしめ、進行せしめ、露国は遠くから糸を繰ることにせねば、成功覚束なしと考えた。そこでソヴィエト露国は諸國共産主義團体の中央機關として共産インターナショナルを活躍させ、諸地方の共産党は何れもこれが分派として、各地方地方での中央機關となつて働くことにせねばならぬと考えた。しかしながらこれはソヴィエト露国だけの考案でこれが実現は未だしあつたから、諸地方の共産主義者の團体に対して極力共産インターナショナルの機能の必要を説いた。東洋諸國の共産党員中にこれに応ずるもののが沸々出来ると、今度はこれ等の者の代表者をソヴィエト露国内に集めて矢継ぎ早に度々会合を催した。その内の最も注目すべき会議に二つある。

一九二〇年六月共産インターナショナル第二次万国大会

一つは一九二〇年六月モスクワに開かれた共産インターナショナルの第一次万国大会で、も一つは同年九月バクーで開かれたアジア民族大会である。この両会議はソヴィエト露国の東洋との接触を将来する極めて重要な会合であつたに拘らず、当時の列国は軽視して意に介せず、甚だしきはこれを目し露国内部の不満と不安とを外部に転ぜしめんとする敵本手段で、内部的紛争に苦しめられ続けのソヴィエト露国に東方に向かうだけの余裕も実力もないものとしたが、この会議後のソヴィエト露国及び東洋各地の共産主義者の活動が俄然活潑になつて来て、始めて警戒と恐怖とを持つに至つたものも決して少なく

第二章

ソヴィエト露國のシベリア統一

第一節 ブレスト・リトウスク条約締結と連合軍の対露態度

ソヴィエト露国のシベリア統一の強い意図が建国そぞうからあつたことは、彼のレーニンの対東方政策に関する意見なり、共産党大会あたりの決議なりに徴しても分明する。然るにこの方面への進展は南部欧露は勿論のこと、ヨーカサスよりも中央アジアよりも遅れて、一番後廻しなつて終つた。何故後れたかの理由の最も大きなものは、同地方における連合軍の存在である。これを説くに当つては、必ず連合諸国とソヴィエト露国との関係を説かねばならぬ。

連合諸国の対露態度

ソヴィエト露国と連合諸国との関係は共産主義政府の樹立と同時に険惡になつた。当時の連合国の当面の問題は対独戦争の遂行であり、最後の勝利の獲得であつた。然るに革命後の第一次政府のケレンスキーの社会党政府の時は必ずしも反連合ではなかつたが、同政府を覆滅したソヴィエト政府の態度は極めて連合側に不利益なものであつた。ソヴィエト政府は戦争の継続に対して極めて猛烈に反対し、無賠償と領土不獲得の二つの基礎方針の下に即時和平を主張し、ただに連合国当局に対してこの主張に対する同意を強要したのみならず、連合国の労働者無產階級に対しては、世界革命を極めて無遠慮に煽動し、歐米諸国の政体の変革を高唱して、これ等諸国當路者を悪口雜言して、毫も憚る所がなかつた。連合国はそれにも拘らずソヴィエト露国に對して依然連合側に留まるよう多方勧誘も試みては見たが、到底その目的を達し難しと見ると、今度はソヴィエト政権打倒のために、反ソヴィエト分子と共に謀までもして、

連合側から去るのを止めても見た。しかしそれは何れも何等の効果をもたらすことなく、却つて一九一八年にソヴィエト露国は遂にドイツとの間にブレスト・リトウスクの単独媾和条約を締結して終つた。しかしながら連合側はソヴィエト露国に對して公然敵対行動を取るを敢えてせず、甚だ不透明な態度を取つた。連合国としては、露国が引続き連合の一員として対独戦争に従事してくれることを切望し、在露連合国の外交官、領事官その他は各々本国政府の訓令を奉じて、極力この目的のために努力はしていたけれども、そつは問屋が卸さない。

ソヴィエト露国の経略

ケレンスキー内閣時代はともかくとして、過激派の時代になつては露国は断乎として戦争脱退を決意した。これには対内対外種々の事由が存したが、ともかくも表面の理由はブルジョア打倒、平和克復である。それでもなおソヴィエト露国はブレスト・リトウスク条約の批准をことさらに遷延せしめ、英米両国に対し露国に具体的の援助を与えるならば批准を拒絶しても宜しいと言つたような色気を見せ、又一方日本が今にもシベリアを侵略するかの如き宣伝を以て英米側と日本の離間策をも試みたりした。日本がドイツと協同してシベリアを併呑する商議が進行中だとか、日本が五十万の大兵を朝鮮及び満洲に集中して、一拳シベリアを屠るの準備が成つたとか伝えられたのは、この頃の事である。けだしソヴィエト露国は、ドイツとの単独媾和に因り生ずべき連合国側の反感の恐ろしい結果に想到し、なかんずくソヴィエト露国への進出が将来非常に困難となることを十二分に知り、それがためには万難を排しても比較的都合の宜い東洋に向わねばならぬと覚悟したが、それには日本のシベリアに出ることを何とかして防止せねばならぬ。支那に対する日本の活動をも制せねばならぬ。

さればブレスト・リトウスク条約調印の二日目に、レーニン及びトロツキーが駐露米国大使フランツに対し、ロシアがあたかも対独戦争を連合国側として依然継続するかの如き態度で、露国に対して具体的な援助をしてくれと懇望した末に、日本がもしシベリアに進んだ場合、米国は如何なる態度を取る積りかと言うことを根据り葉掘りに質問し、その態度如何に依つては、ソヴィエト露国は遂にドイツに与するの外ないことになるだろうと告げ、又その後間もなく、駐露英國大使に対しても、連合国がもし日本軍のシベリア上陸を防止してくれなければ、露国は連合国に同情は持てぬと言っている。けだし露国の意は当時大革命後の余波が未だ定まらず、肝腎のお膝下のヨーロッパ・ロシアさえもが甚だ平穏を欠いていたから、喉から手の出そうな極東までは何としても進み兼ね、例の敵本主義から連合国側をして、日本を制抑せしめ、以て他日の活動に資しようとしたのであろう。然るにソヴィエト露国この種の宣伝外交は、思う程の効果なく、対独単独媾和の結果、連合国との関係は著しく悪化して行く。それに元来ソヴィエト露国がブレスト・リトウスク条約に依つてドイツと単独媾和をした主要な目的の一つは、これに依つてドイツ軍がロシアへ侵入することを防止しようとするにあつたのだが、これまた全然期待を裏切られて、ドイツ側の露国に対する活動は媾和条約締結以前に比してさらに甚だしく、戦線から総崩れに崩れ、立つて引揚げる露軍の後から独軍は^{アラビノ}露領に侵入し、他方バルチック海沿岸地方の白軍を煽動し、搾手から露都を突かせる計画をしたりもした。

そこで露国は内外共に難局に立ち、世界革命の理想もはた又、プロレタリア専制の主張も急場を救う手段とはならず、如何にしても連合国を利用して、今や露国侵略の道程にあるドイツを牽制させるより外に策がない。ここにおいてかソヴィエト露国は、ドイツ軍の露国侵入を非常に大袈裟に吹聴し、或る時はドイツの俘虜交換委員の露都占領説が伝わり、又或る時はアルハンゲリスク方面に貯えてあつた多量

の連合軍の武器弾薬及び軍需品の奪取のためドイツ軍が露国領土を南から北へ進軍中であるとも伝えられ、この種の風説は何処から出るともなしに日に日に盛んになって、ドイツはあたかも露国を中心として一方バルチック海方面から、他方シベリア方面から連合国側の側面を攻撃する準備が非常な急速度で進められているかの如き風評が幾度も幾度も繰返され、日に日に誠らしくなった。當時歐洲戰局の見、末だ判然とは付き兼ねて、連合国は永年の戦争に諸事行詰り勝ちの際とて、たとい華々しいことは望み得ぬまでも独塊の兵力を東部戰線に分けさせ得ただけでも大功績と考えたロシアが、突然連合から退いて、ドイツと和議を結んだのであるから、連合国の狼狽は言わずものことである。然るに今ドイツがロシアを経ての連合軍牽制行動を起したとなると、神経過敏になつていた連合国とて一も二もなく危惧の念に駆られ、風声鶴唳、戰局の将来に対して一大暗影を感じざるを得ない。

連合国の大対露武力干渉

そこで連合国は一方ドイツの謀略を阻止し、他方露国をして秩序と平和とを一日も速やかに回復せしめ、以て帝制時代と同様に連合国と一所になつて戦争をなし得る様な事態に導くことの二つの理由から、連合国は遂に北露に出兵して、いわゆる武力干渉を決行した。而してこの北露出兵の沿革や効果等は本書とは直接関係がないから省くとして、この北露出兵とほとんど同時に、均しく連合国に依つて行われた出兵にシベリア出兵がある。北露への出兵には我が國は全然与らなかつたが、シベリア出兵においては、我が日本軍が数の上においても最も重要な地位を占め、殊に我が國の生存と最も密接な関係のある満蒙におけるその影響もかなりに大きいものであつた。

第二節 連合軍のシベリア出動

シベリアの情勢

当時のシベリア住民中、都會にある労働者には過激主義を奉ずるものも少なからずあつたにはあつたが、住民の大多数を占むる農民は共産主義よりは社会民主的傾向を喜び、従つて帝制の覆滅を歓迎し、自主的時代の到来を喜んでいた。さればケレンスキーエ内閣が出来ると、シベリア住民は直ちにこれに帰服し、後日この内閣が^{たお}れて過激派の天下となつても依然として社会民主的制度を喜び、過激派の勢いは甚だ振わなかつた。これより先、革命に伴つて起つた地方の不安に駆られた彼等は随所にゼムストヴォの如き地方政治団体を作つて、各自に民主的施設を行つていたが、これ等の各団体は何れも極めて基礎の薄弱なものであり、又団体の中心となるべき人物に欠けていたから、自然の成行きに任して置いたなら、漸次欧露の過激派政権に依つて併呑さるべき運命を余儀なくせらるるであろうとも思われた。現に本国の革命の報を得て、帝制時代の亡命者等の多数がシベリア経由で帰国の際、地方住民に対しても盛んに共産主義を宣伝し、また或る者はそのままシベリアに留まつて主義の鼓吹に力めたから、シベリア農民の頭の内に過激主義の萌しが出来て來た。連合国とのシベリア出兵はこんな情態の下に行われたものである。

連合国とのシベリア共同出兵

連合国間にシベリア出兵の必要の説かれ始めたのは、過激派がモスクワを支配するに至つたこととほ

とんど同時で、彼の北露への共同出兵と前後して既に早く議論され、遂には一旦公式に連合国政府間の交渉問題ともなつたのである。始めは英國から日本の単独出兵を連合国に提議したが、當時連合国間に我が國のみの出兵に反対が多かつたのでそのままとなり、次いでシベリア方面の形勢が益々悪化するに至つて、日本からもまた連合国共同出兵の提議をしたこともあるが、これまた関係諸国の意見の一一致を見るに至らず、却つて日本に対する色々な誤解が起つたので、我が國はその後この問題を取り上げることすら避けていた。しかしながらその後のシベリア各地の状勢は日に日に益々不安定となり、幾千人と言う多数に上つていたシベリア在留日本人の生命財産の安固すら甚だしく危険に迫る様になつて来て、到底永く自然の成行きに委して置き得ぬこととなつた。一方連合国から旧露国戦線に仕向けらるべき多量の軍需品がウラジオストクに貯蔵されてあつたのを保護する必要にも迫られ、連合国は互いに相談の結果、一九一八年の四月に日英両国軍艦からわずかばかりの陸戦隊をウラジオストクに上陸させた。こゝれ等の陸戦隊はもとより単純なる自国民及び連合国物資の保護の目的で上げられたもので、それ以上何等意味のなかつたのは勿論である。しかしながら上陸兵がソヴィエト露国の最も恐ろしいと考えた英國と日本との海兵であつただけに、ソヴィエト露国の危惧と反感は非常なもので、盛んに日英を中傷する宣伝をし、一は連合国間の協調を破り、一は将来における自國の極東への進出の障害物を未然に取除こうと図つた。

独奥地側もまたこれと呼応して、主として日本とドイツ側との間に隠密に連合国側に不利益な何等かの商議が進行中でもあるかの如き風説を流布さした。そして事情を詳かにせぬ人々は、これ等の風評等を誠と考へて、反日的な議論が益々激しくなつて行つた。然るにその後のシベリアの事態は日に益々連合側に不利となり、殊にチェコスロバキア軍の歐洲帰國掩護の必要から、連合国との間にシベリア出兵

を焦眉の急とする意見が出て、二、三国間に寄々公式と言うことなく、相談が始まつたもののようにあつた。この時になつてはさきに日本单独出兵の英國提議にも、はた又日本の連合国共同出兵にも反対して来た国までが事態の急変に鑑み、シベリアをそのままにして置くことが出来ぬと考えるに至つた。これが一九一八年の夏の北米合衆国の日本に対するシベリア共同出兵提議となり、日本もこれに賛成し、その他の連合国も何れも賛意を表した結果、いよいよ同年の共同出兵となつたのである。

出兵理由その一

シベリア共同出兵の理由に付いては、日米両国政府の出兵理由の声明中にも大体記載されているが、しかし出兵当初とその後とによつて漸次變つて行つたことを忘れてはならぬ。出兵理由の第一はブレスト・リトウスク条約締結後の独軍の露軍支配の懸念である。ロシア軍は革命勃発と同時にほとんど鬪志を欠き、各隊一齊に崩壊して統々戦線を引揚げ、ケレンスキ内閣時代には連合国と共同して戦争を継続する方針であったが、中央政府の威令全く行われず、東部戦線は全く崩れたのであるから、ソヴィエト政府がドイツとの単独媾和をしてからは、鬪志を持たぬのは勿論のことである。それがため露国の国防は全く立たず、ドイツ軍は露軍引揚げの後を追うて無抵抗に露領に侵入した。その目的は戦線をバルチック海方面に延ばし、さらにシベリアにまでも侵入して、連合軍を牽制し、以て勝敗を決すべき西部戦線の形勢を有利に展開しようとしたのである。ドイツ軍のこの計画は今日から見れば成功至難のものであつたが、露国情勢に脅え切つた連合軍に取つては、極めて重大なる脅威であつた。殊に独露両軍の連合説は最も多く心配の種であり、現に当時ロシアに駐劄した連合国の中の使臣の多数はレーニン等のドイツとの通謀を確信していた程であつた。なかんずくシベリアにあつた独露軍俘虜が露国の対独単独媾

和後解放され、本国から多数の応援を得、独壇土官の指揮の下に武装され、相当有力な軍隊となつて、主としてシベリア方面から極東に進んでいるとの風説は最も多く恐れられた。これは無論事実ではあつたが、数から言えども高が三千か四千の、鎧袖一触直ちに打破し得べき程度のものであつたのだが、当時は連合各国とロシア方面、なかんづく西部シベリア方面との通信も交通も全然絶えていたから、正確な報道の連合軍方面に達する由もなく、軍略上からするドイツ側の宣伝ばかりが耳に這入つたから、俘虜軍の実勢力は或いは数万と称せられ、或いは何十万かのロシア軍と一緒にになつたとも伝えられ、これがためあんな小さな問題が針小棒大に伝えられて、唯さえびくびくの連合軍には、この報道が實に由々しい大事件に響いたのであつた。これに備える措置として現われたのは即ちシベリア共同出兵である。

出兵理由その二

次に連合国は露國を革命の無秩序と無節制とから救出して、有力な正当政府の出現を援助する方針を取つた。これがシベリア出兵の第二の理由である。けだしソヴィエト政府は今日でこそあんな政府になつてゐるが、その当時は少なくとも連合国側はこれを暴徒の集団位に見做し、国内は殺戮暴虐のあらん限りを尽し、多数人民の幸福を犠牲にする一部暴徒の圧制政府と見たから、過激派政府の対独单独媾和も、外債棒引の宣言も、条約の一方的廃棄の宣言も、一切不当、一時的権力篡奪者の施設と考え、一日も速やかに正当な政府を出現せしめて、連合国との旧交を回復し、且つ一般人民を少數労兵の圧制から救つて、その平和と幸福とをもたらすために、出来る限りの援助を与えることが義務であると考えた。

後にユルチャツクの反動政府がオムスクに出来たのを連合国が大いに喜んだのも、又チエコスロバキア軍の反ソヴィエト戦争に援助を与えたのも、皆この考え方からであった。そして連合国はソヴィエト政権

は到底永く維持さるべきものではなく、比較的穩健な社会革命党辺りへ政権が移るものと考えたから、将来の露国の権力との友好関係を確立するためにも、速やかにソヴィエト政権を覆すことを得策と信じた。

その当時のソヴィエト政府は事実上非常な難局に立ち、殊に十一月革命以来久しくこれと事を共にして来た社会革命党的右党が、ボルシェビキと手を切り、次いでレーニンが社会革命党員に暗殺されかかった頃などは、外部から見れば、ソヴィエト政府は何時^{たお}仆れるか分らぬものであり、又この頗勢挽回のためにボルシェビキが一九一八年の夏頃から、仏国大革命以後類例のない程の大袈裟なレッド・テラーを行ひ出すに及んで、さらでだに共産主義に対し、又ソヴィエト当局の無遠慮極まる反資本主義、反帝國主義宣伝に対し、甚大の不快と危惧とを懷いた連合国の大對露感情はいよいよ以て甚だしく害われ、遂にはソヴィエト露国を文明と人道の大敵とまで考え、外債踏倒しや条約の一方的廃棄や國際信義と國際慣例とを無視したその他の暴挙を是正するためにも、信賴の出来る文明的な政府の樹立されるのを衷心から歓迎した。シベリア出兵に関する日米覚書に「自治政府樹立に関する露国民援助云々」と言うのは、この意味合いからする白軍援助のことであり、又ロード・ミルナーが英國の議会で露国から連合軍を撤し得ない理由として、「もし撤兵でもしたら、現に露国的一部を支配する野蛮人は全露に広まって、結果極めて恐るべきものがある」と言つているのも、この事を指すものと解釈せねばならぬ。これが連合国共同シベリア出兵の第二の理由である。

出兵理由その三

その第三の理由はチエコスロバキア軍歐洲帰還掩護である。チエコスロバキアはオーストリア旧領ボ

ヘミア地方の戦後新たに独立した国であることは説くまでもない。さてチェコスロバキア人は歐洲大戦勃発の時は未だ奥地の一領域の人民として、独奥地の軍隊に入れられて東部戦線で露國と対戦していた。然るにこのボヘミアの人民は、早くからオーストリアの属領となつてゐることを嫌い、事毎に本国に反抗していた。なかんずく歐洲大戦勃発後はオーストリアのために生命財産を犠牲にして戦うを^{あきらめよ}せず、不平不満は益々盛んとなつたから、オーストリアはボヘミア人を本国に忠誠な他の地方の軍隊の中へ編入して、ボヘミア人が一塊りとなつて独立の通謀をなすことを避けるようにして東部戦線に送つた。しかしながらこの民族は元々オーストリアの節度に服することを屑しとしない連中であるから、戦線に出ると多数ロシア軍に降参して終い、さらに或るボヘミア人は一旦捕虜になつて露國軍に編入して貰い、オーストリアに鉄砲を向けていた。又多数のボヘミア人は本国を脱出して在露の同民族の下に馳せ参じたものもある。この連中は遂に一九一四年にキエフで四箇中隊のチエコスロバキア軍を編成して、公然露國軍の中において中央連合諸国と戦うに至つた。その後チエコ軍は漸次勢力を増大し、一九一七年には東部戦線にあるチエコ軍は二箇師団の大部隊となつて大いに働いていた。又この頃は仏國戦線にも多数ボヘミア人が連合国側に立つてドイツ側と戦つてゐた。彼等の目的はボヘミアを昔のボヘミアにかえし、彼等民族を以てオーストリアから独立した一國家を建設するにあつた。従つて彼等は連合国の力に依つて目的を達するを一番の近道と見た。東部西部の両戦線にボヘミア人の軍隊が連合国側にあつたのは、こう言う理由からである。

然るに一九一七年の露國革命、次いでブレスト・リトウスク条約の締結と走馬灯の如くに事態急転し、東部戦線にあつたチエコ軍は最早露領内で独奥地相手の戦争が出来ぬ羽目となり、さればとて、彼等の故国と頼むボヘミアは、未だオーストリアの統治下にある頃であるから、彼等の取るべき唯一の方策は、

西部戦線で連合諸国と共に戦っている同郷人と一所になることであつた。しかしながら、さて適當な通路がない。東部戦線は敵軍に塞がれ、西部へ行くにはまたドイツ戦線を突破せねばならぬ。バルチック経由も黒海経由も何れも当時は不可能であつた。残る唯一の経路はシベリア経由で、日本から米国に渡り、それからフランスへ行くことであつた。そこでチェコ軍はソヴィエト露国政府に対して通過の承認を求め、色々と交渉の揚句同政府の承認を得た上で、四万五千の軍が一九一八年三月に、ウクライナから東方に動き出した。道程実に五千マイル、革命後秩序の全く回復されぬ他国をこの大軍が通過することは、實に一大難事業である。幸い一万余の先頭部隊だけは、無事にウラジオに着いたが、後続部隊の通過には種々な出来事が伴つた。遂に四月にチエリアビンスクでソヴィエト露国軍と小衝突を惹起したのを皮切りに、沿道至る所で、ソ軍との衝突が起り、ソヴィエト軍がチェコ軍の武装解除を強行し出すに至つて、事態は益々悪化した。露国側はチェコ軍が反ソヴィエトの目的で内乱を起すものと怒り、チエコ軍はソヴィエト政府がドイツの差金で自分等を攻撃するものと考え、双方の誤解と反感とが極度まで高まつたから、両軍は本当の敵味方と言う関係で打合つた。そして露軍のチェコ軍の帰還妨害はドイツ側からの抗議に基いたことが明瞭になるとなおさらの事であつた。

連合国は勿論チエコ軍の同情者であり、支援者であるから、この衝突は遂には連合軍とソヴィエト露国との衝突の觀を呈し、チエコ軍は歐洲帰還の初志は何処へやら、連合国の中の支持の下に力の及ぶ限りの地方において、ソヴィエト政權たよりを併して、反革命団体に政權を委ね、又地方に依つては、チエコ軍自身が反ソヴィエトの政策を行い、その年の八月頃になると、西部シベリアとウラル地方はことごとくチエコ軍擁護の反ソヴィエト政府の支配下に立ち、チエコ軍はさらに遠く欧露に進む準備を進めた。この頃になるとチエコ軍はシベリア通過本来の目的たるフランス戦線行きの如きは、どこへやら、新たな目的

第三章

ソヴィエト露國の支那赤化

第一節 カラハン宣言

ソヴィエト露国の新旗幟

ソヴィエト露国が対東方進出に意を用い出したのは、ほとんど革命当時からのことで、前々章に述べた共産インター・ナショナル第二回大会のレーニン提案に先立つこと一年有余の一九一八年のブハーリンの共産主義綱領の中にも、歐洲帝国主義国から圧迫されている遠隔な土地の住民を解放せねばならぬことを力説しており、一九一九年には既に活動の準備に進んだ。その準備と言うのは、支那の大衆の心を引付けるための各般の宣伝である。しかしこの頃は支那には帝制時代に派遣された公使や領事官が帝制露国の倒壊後依然として公使、領事の待遇を受け、大いに赤色露国の支那進出妨碍に力め、連合国もまた反ソヴィエト団体支援の方針を取っていたから、ソヴィエト露国は先ずこの種の障害を除去せねばならぬ。それには支那をしてソヴィエト露国を承認せしめて旧帝制官吏の活動を封ずる事を必要とし、また連合諸国と支那との友好関係を破壊せねばならぬ。且つ又支那上下のソヴィエト露国に対する感情は、極少数のものを除くの外極めて悪しく、殊に政権を掌握している各地軍閥、官吏は勿論、有産階級の共産主義に対する恐怖は、ソヴィエト露国への支那活動に対する一大ハンディキャップであつた。この局面を開けるため、ソ国は先ず支那政府に対してソヴィエト連邦政府が眞の露国政府であつて、完全に全露を支配するものであることを正式に通知して、帝制露国から派遣された一切の官吏の否認を求めたが、當時はソヴィエト政権の末の見込が全然立たぬ際でもあり、且つ又連合諸国に対する気兼ねと、共産主義忌避とから、どうしても対手になつてくれず、殊に張作霖は各種の理由から痛くソヴィエト露国に反

感を持っていたから、露国としては何としても手も足も出さずに困っていた。そこでソヴィエト露国は権力階級や有産階級にも工合が良く、又一般有識階級その他にも受けのよい一旗幟を立てて、これ等を一団として自國に引付けるべき新手を出した。それは支那上下の帝国主義打倒風潮を利用した前後二回のカラハン宣言である。

第一回カラハン宣言とその内容

第一回のカラハン宣言は一九一九年七月二十五日に露都で発表されたもので、その要旨は「凡そ一切の民族は大きなものと小さなものを問わず、はた又今日まで自由の生活をなすものであると、自己の意思に反して他国の一一部分となつているものであるとに論なく、彼等の内部的生活に付いて自由であらねばならぬ。そしてこの範疇の内では如何なる権力もこれに干渉すべきではない。労農政府はさきに日本支那及び前同盟国と結んだ一切の秘密条約の無効を宣言した。この条約は帝制露国政府及びその同盟国をして東邦の人民特に支那の人民を、資本家、金融業者及び露国將軍連だけの利益のために脅迫し、又は買収して、これを奴隸とすることを得せしめたものである。ソヴィエト露国政府は今後支那政府が一八九六年の条約、一九〇一年の北京議定書及び一九〇七年から一九一六年までに日本と結んだ一切の協約を廃棄する目的を以て商議を開始することを勧誘する。吾人はここにソヴィエト露国政府は支那から満洲その他の領土を奪取した帝制政府に依つてなされた一切の侵略を拠棄したこととを充分に了解させる目的で、次の事を支那人に宣言する。ソヴィエト政府は東支鉄道及び鈴山森林金鉱等の利権ならびに帝制政府ケレンスキーゲン、ホルワット、セミヨノフ、コルチャック及び前露国將官、商人及び資本家に依つて支那から奪われた他の諸般の利権を何等の代償をも要求することなく、これを支那に還付す

る。ソヴィエト政府は一九〇〇年の拳匪暴動のために支那に依つて支払わるべき償金を拠棄する。ソヴィエト

又は宣教師が支那の事件に干渉することを許さぬ。しかし彼等が罪を犯さば、地方の法廷で地方の法規に依つて判決されねばならぬ。支那の國民権力以外、支那に他の権力又は法廷があるべきでない」。

以上主要な諸点の外、「ソヴィエト露国政府は全權代表を以て支那國民とその他の諸問題を商議し、又前露政府が日本及び諸連合国と共に支那に對して行つた不法及び不正の行為の凡ての事件を商定するため、支那國民と喜んで商議する」と言うにある。

第二次カラハン宣言

それから一年余を経過した一九二〇年の九月二十七日にはさらに第二回目のカラハン宣言が発表された。その劈頭にソヴィエト露国は支那と露国との協調の遲延していることを遺憾とし、今や両共和国の友好關係を速やかに樹立する目的を以て、一九一九年の第一次宣言において表明された原則に遵つて、さらにつき次の諸項を宣言すると言つて、前後七箇条からなる條約様の形式のものを公表している。即ち、

第一条 ソヴィエト露国政府は前露政府が支那と締結した一切の條約の無効を宣言し、帝制露国政府及び露国ブルジョアジーがさきに支那から奪取した領土及び利権を抛棄し、これを何等の代償なしに永久に支那に返付する。

第二条 露支両共和国政府は正式の通商經濟關係を樹立するため直ちに必要な措置を執り、この目的のため相互的最惠國主義に依る特別の條約を締結する。

第三条 支那政府は（1）反革命の個人及び団体を援助せぬこと、彼等をして支那領土内で活動させ

ぬこと、（2）この条約調印の際に支那領土内にあつてソヴィエト露国又はその同盟諸国と交戦する一切の組織の武装を解除して監禁し、これをソヴィエト露国政府に引渡し、その武器弾薬及び財産をもソ政府に引渡すことを誓約する。

第四条 支那居住の一切の露国人は治外法権を有せぬ。露国在住の支那人もまた同様である。

第五条 支那政府は（1）条約締結の上は露国代表者として現に支那にある外交官及び領事官との関係を絶ち、且つこれを退去させること、（2）支那領土内にあつて、露国に帰属する公使館、領事館の建物その他の財産及び文書類を露国に引渡すことを約束する。

第六条 ソヴィエト露国政府は団匪賠償金を拠棄する。但し如何なる事情の下においても支那政府は前露国領事官又は不法の要求をするその他の個人もしくは露人団体にこの金を支払わぬことを条件とする。

第七条 条約締結後直ちに双方から外交官及び領事官を派遣する。又両国政府は東支鉄道の經營方法に関して特別の取決めをする。しかし露国の須要是適当に尊重されねばならぬ。又条約締結には極東共和国を参加させる。

カラハン宣言の大要是以上の通りである。その言うことや甚だよし。支那上下の久しく希望してやまなかつた一切の外益、利権が、露国の関するだけは何等の代償もなしに、又何等の努力も必要とせずに、スルスルと回収されそうな宣言である。

カラハン宣言とソヴィエト露国の真意

露国に対する利権の無条件回収と他国の不平等条約に与える影響をも考えると、支那人に取つて誠に

大旱に雲霓を得た思いであつたろうと思う。しかしながらこの両宣言の内容を冷静に考えて見ると、かれこれ辻褄が合わぬ。ソヴィエト露国は帝制時代に支那から得た一切の特権を抛棄する意思を持つていた訳ではない。第一回宣言にも明言してある通り、ソヴィエト露国は特権抛棄のための談判を一日も早く開始しようと言うのである。そして一切の問題をこの会議で決しようと言うのである。一体真実に支那の国民の希望に添うため帝制時代に得た特権を抛棄すると言うならば、又帝制時代の対支態度が彼等の言うが如く不合理で略奪的であると思うならば、誰に相談するまでもなく、一方的に抛棄の宣言をすればそれで済むことである。支那側に反対でもあるのなら、抛棄に対しても相談も談判も必要になるが、支那にそんなことのあるはずがないのだから、談判の必要もなければ、会議開催の必要もないではないか。又第二回のカラハン宣言の文句を見ると、用字甚だ不正確で、第一条に挙げた領土及び利権の抛棄、第四条の治外法権の抛棄、第六条の団匪賠償金請求権の抛棄等は果して将来の会議に依つて決せらるべきものやら、この宣言中の他の条項即ち通商条約の締結、外交官、領事官の相互派遣、支那側の白党的取締り、帝制露国外交官、領事官との関係断絶、東支鉄道問題の協議開始等との交換条件となつて見ても、露国との真意が窺われる機会が少なからずあつた。その中でそれが最も明白にされたのは、東支鉄道問題に関する一九二二年十一月の支那政府に対するヨッフェの公文である。

その言う所に依れば、「ソヴィエト露国が帝制露国の侵略的不法政策を抛棄したのは事実であるが、それは支那との自由なる合意の上でなさるべきもので、合意以外には露国之權利は毫も權威を失うべき

ものではない。又この宣言は露国の中支那における合法的な、そして正しい権利を無効とするものではない。殊に東支鉄道は大シベリア鉄道の一部で、露国の領土の一部を他の一部と連結するものであるから、この鉄道に関する露国の利益は失わるべきでない」とも言い、「支那が露国の利益を無視するならばソヴィエト露国はカラハン宣言とは違った行動に出るであろう」とも言い、「カラハン宣言はソヴィエト露国の対支外交の原則を示したに過ぎぬ」とも言つてゐる。これではカラハン宣言は支那の実際の利益から見れば、ほとんど役に立たぬものと見ねばならぬ。

なるほど露国はその後支那との後日の商議の結果、或る程度までは既得権を抛棄した。治外法権の如き、団匪賠償金の如き然りであるが、しかしこれ等の特権は露国ならずともその他の国でも抛棄の方針を取り、諸国の団匪賠償金は多くは既に事実上抛棄されて、支那の利益のために使用されている。又治外法権の如きも一九〇三年の英支通商条約を始めとして、主なる国々は何れも撤退の方針を支那と約定して、今や二、三の国は既に現実に廃棄し、その他の国にもあたかも今そのために支那と交渉最中であるソヴィエト露国のみがこの種特権を支那の利益のために抛棄する訳のものではない。露国はまた東支鉄道に付属する土地、郵便、電信、その他の色々な特権を手離したが、これはソヴィエト露国がカラハン宣言に拘らず最後まで手離そうとせぬので、業を煮やした支那が強力を以て取返したものである。ソヴィエト露国があれ程奇麗に無条件無代償で返すと宣言した東支鉄道の現状はどうであるか。ソヴィエト露国は支那の主権を尊重するものは自分だけだと言つた顔をしていながら、又支那を外国の羈束から救い出すことがその天來の職分でもあるかの如き広言を吐きながら、外蒙に対して如何なる行動を取つたか。今日においては外蒙は事実上ソヴィエト連邦の一邦となつて終つてゐるではないか。又第二回のカラハン宣言には「帝制露国政府及び露国ブルジョアジーがさきに支那から奪取した領土を抛棄し、こ

れを何等の代償なしに永久に支那に返付する」と言つてゐるが、さて實際はどうであるか、そもそも帝制露国政府が支那から奪つた領土と言えば沢山ある。彼の新疆、甘肅の辺境で、今の露領トルキスタンになつてゐる部分にもかなりに広い地方がある。極東においても、沿海州一帯が元々支那領であつた。又一八五八年の愛珲條約や一八六〇年の北京追加條約やで帝制露国が支那から略取した黒竜江右岸の広漠たる地域もある。カラハン宣言を文字通りに解釈すれば、これ等の領土は皆支那に還付されねばならぬ。然るにソヴィエト露国がこれ等の領土を支那に返す決心の全然ないことは、東支鉄道に関する利権すらも中々抛棄し切れぬこと、外蒙における侵略的行動等に照して疑問の余地はない。

宣言の三大動因と支那無産党利用

ソヴィエト露国政府が元々全部実行の決心のないカラハン宣言を二箇年引続いて発表した事には種々の動因があるが、その最も大きなものに三つある。一つは支那共産主義者の運動に氣勢を添えること、第二は支那をしてソヴィエト露国と国交を開始せしめて、共産主義運動の指導者を色々な形式を以て入國せしめることであり、第三は間接に共産運動の障害たる諸外国及び在支白党露人を除くことである。當時支那は国民運動最も盛んになり出した時であり、パリ会議前後から反帝国主義運動、不平等條約廢棄運動等が上下を通じてかなりに猛烈に行われ、殊に日支軍事協定及び西原借款問題、山東問題等に刺戟されて、反日運動に最も多く精力が注がれた。しかもこの反日運動の反面においては、日本と密接な関係ありと睨まれた段祺瑞一派の排斥を目論見た政治家、なかなか国民党一派の運動と相結んで、内争をも伴い、物情騒然たるものがあつた。この間にあつて学生は最も多くの直接行動の役割を演じ、一九一九年の全国学生連合会の組織以来、全国に亘つた排日運動が渦を巻いていた。あたかも中国労働組

合書記部なる共産主義臭のある結社が出来て、その中心が北京大学の学生であり、学生連合会の牛耳を取っていたものもまた同じく北京大学生であつたから、自然両者は或る程度まで共通の指導者を持つた。そこでこの全国労働組合書記部は過激な思想の学生の相当多数を抱込み、学生運動の蔭に立つて労働運動に精進した。しかし書記局の構成は全部共産主義者と言うのではない。単純な労働運動者も相当雜つていたから、共産主義者はこの結社に依つて共産運動に氣勢付けられて大いに利益したとは言うものの、これ等の運動を全く自分達だけで指導するまでに行つていない。且つ又その時頃までは支那の共産主義者はソヴィエト露国の共産インターナショナルとは全く別個の存在を持っていたから、ソヴィエト露国側は一方これを大いに盛立てると同時に共産インターナショナルの支那支部として、自國の支那における赤化運動の手先にして終わねばならぬ。又、一般社会運動家又は学生運動団とは別に、純赤色の団体を築上げ、その団員をしてソヴィエト露国指導の下になるべく多数の同志を入れさせねばならぬ。そこでソヴィエト露国は度々人を特派して支那の共産主義者との連絡を付け、さらに活動方法その他に付いても何彼と世話を焼いてやつたりした結果、一九二〇年には中国共産党が出来、その綱領も定められた。その際共産インターナショナルから派遣されたマーリンが最も多くの重要な役割を演じた。

中国共産党と国民党との合作の端緒

マーリンはさらに進んで新成の中国共産党と国民党との提携をも策し、広東へ密行して孫文に遇い、両者の握手を勧誘もした。而して両者は反帝国主義運動において全然共通の目的を持つことのために、マーリンのこの運動が或る程度まで国民党を動かし、後日の国共両党提携の基礎を作ったと言われている。それはともかくとしてソヴィエト露国は全国に澎湃たる学生運動の利用に依つて最も多く共産主義

宣伝の機会を作り、学生団内に多くの共産党員を作ることを支那赤化の捷径とした。そこでこのヤング・チャイナの人気を自國に惹付けるには、極端な自由主義の対支政策を発表することを必要とした。さてカラハン宣言が出ると思ひの若い連中は、宣言が果して那辺まで実行の可能性を持つてゐるか、ソヴィエト露国に果して何程の誠意があるかなどを深く考へる余裕なく、その方針に共鳴し、露国はたちまちにして支那の救世主でもあるかの如き声望を博し得た。ただに学生団体ばかりでなく、学生運動を利し又利用もされていた国民党とも近付き得た。殊に当時の国民党は甚だ逆境に立つて、北方軍閥から圧迫され通じて、頻りに外部からの同情者、支持者を求めていた際だから、なおさらソヴィエト露国と近付く傾向が出来た。ソヴィエト露国はただにかくて支那赤化の第一歩に踏出したのみならず、さらに進んで成立そうそうの中国共産黨の指導を誤らぬ事を緊要とした。支那に共産主義團體が出来なかつた時でも、個々の主義者のためソヴィエト露国はしばしば指導者を本国から送つていた。中国共産黨成立まではそれでも間に合つていたが、隠れて行つてちょこちょこと教える位ではうまく行かぬ。いわんや中国共産黨が立派に成立つて、これから組織的な赤化運動を開始するに當つては、従来の様な指導振りではもとより不充分である。是非とも指導者が外交官、領事官の保護の下に、支那官憲の圧迫から庇護され得る事態を作らねばならぬ。これには無条約關係にあつては非常に不便である。支那は軍閥や富豪の天下で、共産主義を蛇蝎視していたから、本国から派遣の共産主義者はいよいよ外交關係を利用して保護してやらねばならぬ。かくて国交開始の必要が出来て来る。翻つて支那赤化の障害はただに当時の権力者の軍閥や、これと密接な関係のある富豪だけではない。日英米その他の旧連合国と白系のロシア人である。その内旧連合国の多数は欧洲の天地においてソヴィエト露国とはほとんど敵同志である。ブレスト・リトウスク條約の单独媾和の怨みと無遠慮極まる赤化運動とのためであることは勿論である。

英國が最初の血祭

ソヴィエト露国としても、歐洲における赤化宣伝に対する英仏伊波その他の國の非常に嚴重な防禦には、手を焼くと同時に非常に怨んだ。殊に^{いさく}惡らしいのは英國である。何となれば同國は歐洲においてのみならず、東方諸國なかんずく支那においてソヴィエト露國の活動を妨碍するための音頭を取つてゐるからである。又一方から見れば、東洋における英國の經濟的利益を害うことは、英本国におけるソヴィエト露國の赤化運動に多大の便宜を供することになる。そこでソヴィエト露國は一方ペルシャ、アフガニスタン及びインド等において英國を痛め付けるための猛運動を開始すると同時に、支那においてもこれを遣つ付けねばならぬ。それには英國等の不人気な対支政策と全く行き方の違つた新政策を立て、以て英國等の不人気をさらにさらに激しくせねばならぬ。あんなカラハーン宣言の出た所以はこれで大体推測が出来る。しかもこれは決して著者のみの想像ではない。共産インターナショナルの東方策には、東方諸地方で英國を痛め付けることを重要方策の一つとしてあることは、本書の他の部分に述べる通りである。

白党驅逐

次に白党の支那における運動は支那の赤化運動上的一大障害であつたから、ソヴィエト露國政府は支那をして速やかにその徹底的取締りをさせたい。それには国交回復を見ての上の方が便利であると同時に、白党に対する支那側の措置に対する強硬な反対が支那のソヴィエト露國承認を促進する一つの手掛りともなる。白党はソヴィエト露國に取つては一種の敵人である。両者は利害が全然一致し得ぬ関係に

ある。白党は始めはシベリア及び支那で、後に赤軍のためにシベリアを逐わされてからは主として支那の領土内で、これに対抗していた。白党の頭領は多く満洲方面におつたが、旧露国の外交官及び領事官は支那の各地にあって、白党の運動に対応して働いていた。元来これ等外交官及び領事官はもとより本国からは一文の金も送つてもらうことが出来なかつたが、支那は露国の帝制が覆つた後でも、しばらくの間これ等に引続き従前の資格と職務の執行とを認め、支那側からロシア側に支払わるべき團匪賠償金や借款利子等をこれ等の人々に支払つていた。在支旧露国公使及び領事官は、この財源あるがためシベリア及び在支の白党に反ソヴィエト運動の資金を供給していた。又東支鐵道も当時は旧露時代に任命された幹部及び従業員が依然としてこれを管理していたから、その収入金又は益金中からも多額の白軍援助費が出ていた。この二つの財源が少なくとも極東における反ソヴィエト団体をして相当有力な軍隊を持つを得せしめ、その勢力を維持することを得せしめるに与つて力のあつたものである。ソヴィエト露国政府としては到底黙過し得ぬのはもつともの話である。

然るに当時の北京、奉天の両政府はソヴィエト露国とは反りが合わず、これ等白党活動の取締りは愚か、却つて白党の利用を以て露國の南下防止の方便とさえ心得たものも少なくはない。それのみならず北京、奉天の両政府は白系將校の本国を脱出し、又は赤軍から追われて支那に來たものの多数を聘して、自國軍隊に傭入れ、又は警察庁の顧問とか、警官とかにして、主として赤化宣伝露人の取締りに当らしており、赤露は益々平らかなるを得ぬ。白党は、単純な白党として露領内にあるならば、処置に非常な困難はないとしても、これ等が支那の領域内にあって、支那の政府又は地方勢力と結び付いては、状態が全く違つて終う。どうしても支那政府又は地方実勢力を以て白党との関係を絶たしめねばならぬ。而して白党打倒の最終的目的の支那の赤化であることは既述の通りである。但しここに付記せねばならぬ

ことは、ソヴィエト露国が支那における白党存在の事実を反対に利用して、支那の領土を侵す口実としたことである。それは外蒙において事実となつて現われている。赤露軍が外蒙に入つた沿革や、ソヴィエト露国の大蒙施設等に付いては、後節に説明する通りであるが、外蒙に白軍が逃れ入つたのを逐つて、全然外蒙を赤軍の統制下に置いたのである。カラハン宣言の後にソヴィエト露国がヨツフェを支那に派遣した時、支那政府はヨツフェに対して外蒙の撤兵を要求した。これに対するヨツフェの回答はソヴィエト露国政府の白党利用の有様がありありと分かる。この回答は「外蒙撤兵は今の所絶対不可能である。これはただに支那の利益に反するのみならず、露国の利益にも反する。外蒙の人民は露国に撤兵しないことを切望している。露国の撤兵はロシア、支那及び蒙古の敵の利益になるばかりである」と言う趣旨である。ロシア、支那は蒙古の敵とは主として白党（日本をも敵と心得ていたにはいたが）を指すものであることは明らかである。よその国へ何等主権国の了解なしに兵を入れ、しかも主権国が撤兵を強硬に要求するにも拘らず、駐兵はお前の国にも利益だなどと言う言い分は、帝制時代露国が一八七〇年代に兵を伊犁に入れて置いて、支那の撤兵要求を拒絶した理由と全然同一であり、又全然同一の目的である。カラハン宣言の自由主義もこれでは何の権威もないではないか。

カラハン宣言に対し支那官辯好意を持たず

カラハン宣言に含まれたソヴィエト露国の真意は以上の通りであるが、さて支那の当局はこれに対し如何なる態度を取つたかと言うと、決して好意的ではなかつた。あんな棚から落ちて来たボタ餅の様に甘味い宣言に対して、支那官憲が好意を持たぬ最も大きな理由は、ソヴィエト露国に対する不信である。帝制露国時代の永い間の対支侵略政策は、支那人上下の脳裏に深く深く浸込んでいる。ロシア人と

言うものは、何等か口実を見付けて、支那を痛め付けるものとの考えは、たとい政体が變つても、蜜の様に甘いカラハン宣言が出ても、急に滅却するには余りに深いものであった。そしてソヴィエト露国が極東共和国なる緩衝国を作ったことも、一つの疑惑の原因であつた。白党連中の彼等に対する色々な入側の甘言に対し却つて警戒の念を去ることが出来なかつた。次には軍閥者派と資本家との勢力に依つて維持されるこれ等政権に取つてはソヴィエト露国の世界革命の思想、なかんずく共産主義とプロレタリア専制とが何としても恐ろしいものであつたから、これと手を握るが如きは思いも寄らぬことであつた。第三には当時は露国が今日の様に共産主義者の天下になるものやら、又は社会革命党辺りの天下になるものやら、ほとんど見据えが付いていなかつた。これも付かぬ内に、迂闊にソヴィエト露国と慣合つては末が恐ろしい。加うるに日英米仏等諸強国の対露態度は決して友好的でなかつたから、この方面の思惑や感情をも考慮せねばならぬ。又後日露国と懸案解決のための談判に這入るにしても、早くから懸引きに便利な地位に立たねばならぬ。彼やこれやの事由から支那は前後二回のカラハン宣言に対しては却つてソヴィエト露国を警戒するの念を以てこれを迎えたに過ぎぬ。唯しかしソヴィエト露国に対する一般支那人なかんずく学生その他の有識者間におけるあの非常な人気は無視することが出来ず、又カラハン宣言の实行に信頼を持たぬながらも、将来の対露交渉に有利に利用するだけの用意は怠らなかつた。

支那側、露国利権回収に着手す

これと同時に、将来ソヴィエト露国が実際全露を統治する実力と形態とを持つに至るかも知れぬとの

懸念から、帝制露国の外交官、領事官の職務執行を停止し、団匪賠償の支払いを留保し、且つ天津及び漢口における露国専管居留地を将来露国に正当政府が出来るまで一時支那政府に預ることにした。預るとは言い条、始めから回収の下心で遣った仕事である。帝制露国に許した特権、その潰倒に依りて該利権が自然に支那に復帰するものであるとの理窟も立つのである。現にソヴィエト露国側は外蒙の独立の理由として、これとほとんど同様な理窟を承認していることもあるから、支那側としては明白に露国的一切の特権を回収することは、理論上必ずしも不可能ではなかつたのであり、かくすることがカラハン宣言の精神——それが本当に文字通りに実行されるものとして——にも必ずしも違反するものでもないから、対手方から徹底的な反対も来そうでなかつた。たといそれが來たとしても、當時ソヴィエト露国は内乱に忙殺され、又歐洲諸強との関係に妨げられて、力を極東に用いる余地は絶対になかつたのであるから、支那側としてはむしろ始めから支那政府に帝制露国の特権を一時預るのだなどと、廻りくどいことを言わずに、一切を断乎として回収した方が、当時の支那の民論に合致したものであつた。

支那側が帝政露国の特権を直ちに回収せざりし理由

この主張は當時支那官場の^{マツ}々有力者にも唱えられたと伝えられるが、段祺瑞政府が敢えてこの挙に出でなかつたのにには、それ相当の理由がある。第一に露国政局の成行きの不明であつたことで、ソヴィエト政権が十中八九も確立される見込が立つならば、こうすることに依つて大きな故障が少なくとも露国側からは來ぬが、万一帝制が復興することにでもなれば、支那は極めて困つた地位に立つ。そんなことがあの際の支那としては思い切つて出来るものでない。第二に連合側の反ソヴィエト態度を考慮せねばならなかつた。連合国側のソヴィエト連邦に対する態度に就ては、さきに述べた通りで、その勢力の

支那に及ぶことを好まなかつたのみならず、これを^{たお}すための努力すらされていたのであるから、帝制露国の特権回収はソヴィエト露国と支那との接近ないしはソ国に對する好意の表徴と取られる。これも甚だつらい話である。第三に露国側の特権の回収が他の不平等条約諸國の特権回収の先駆と感付かれ、連合国側からの支那への圧迫が加わることを虞れたことである。支那にはもとより利権回収の強い意向を持ち、列国また或る程度までこの要求に応ずるだけの覚悟は持っていたのだが、永い間の特権的地位の味を占めた列国は、一朝にしてこの地位から去ることに付いて、伝統への強い執着があつた。又支那における内乱状態の現実を見せ付けられて、外国人の生命財産の保護に関する信頼を支那政府へ置く程の勇気もなかつた。特に歐洲大戦に基づく瘡痍を癒るために、東洋なんかんずく支那の資源と購買力とが最も大きな頼みの綱の一本であつたのに、もし急に税権、法権等の回復されるようのこととなれば、物資の輸出は或いは制限され、又は禁止されるかも知れぬ。外国品の輸入には或いは関税の障壁の高まることに依つて、或いは外国品に対する内国課税の方法に依つて、又はその他の処置に依つて制限を付せられぬものでもない。何れは税権、法権等を支那に返す積りでいても、戦争中又は戦争直後では困る。安心の行く程度の何等かの保障を得てからでなければ、特権を還付することは考え方と思つていた。然るにもしこの際露国の特権にして回収されたとすれば、それは無条件の回収であるに相違ない。その結果は露国以外の不平等条約国が或いは自国人の生命財産の保護なり、商取引の安固進展なりに付いて安心の行く様な保障を支那から受け得る余地が少なくなるかも知れぬと言う懸念があつた。そこで列国は支那が露国の特権回収を喜ばなかつた。支那側はもとよりこれを知つていた、そんなような事情から支那政府は特権回収であるとも得体の知れぬ中間の処置を取るに至つたのである。

は 行

- パイクス 102, 106, 107, 114–116
ハイラル 169, 242, 306
バクー会議 27, 28, 97
白崇禧 275
莫徳惠 311, 314, 315
ハバロフスク 163, 307, 308
ハバロフスク議定書（協定） 308, 310–315
パリ（の平和）会議 36, 87, 98, 124
ハルビン 132, 153, 154, 156, 157, 163, 164,
167, 168, 170, 173, 288, 304, 308, 309
ピヨートル大帝 15, 21
フィリピン 117
馮玉祥 20, 146, 156, 158, 165–167, 169,
175, 189, 231, 240–242, 244, 246, 247, 253,
285, 301
馮国璋 62
武漢（国民）政府 245, 246, 251, 253–259,
261, 264, 265, 267
ブハーリン 81, 191, 214, 218, 258
ブハラ 42, 43, 110
ブルジョア（民主的）革命 20, 247, 248,
252
プレスト・リトウスク条約 21, 51–53, 57,
60, 89, 115
へー 117
ペラ・クン 183
ベルサイユ条約 22
ペルシャ 28, 31, 33–43, 90, 138, 211, 220
奉直戦 119, 151, 154, 155, 158, 241, 244,
287
奉天政府（政権） 132, 139, 165, 308–311,
314
奉露協定 150–152, 154–157, 160, 167, 168,
174, 300, 301, 303, 304, 308, 312, 313, 315
北伐 128, 169, 231, 240, 242–244, 247, 249,
254, 264
ボヘミア 59, 60
ホルワット 82
ボロディン 128, 175, 176, 219–228,
230–234, 236–239, 241, 242, 244, 245, 248,
262–264, 276, 286, 298
- ま 行
- マーリン 88, 106
マッキンレー 99, 117
満洲 15, 16, 52, 82, 91, 97, 99, 117, 118,
138, 154, 155, 159, 161, 167, 175, 248, 286,
313
満洲里 169, 173, 306

満洲里会議 149

- 満鉄 157
満蒙 54, 121, 161, 164, 169, 174, 286
メルクロフ 74, 75
孟恩遠事件 149
蒙古 17, 18, 92, 106–113, 121, 123, 129,
131, 248
モスクワ会議 26, 27, 42, 97, 177, 311, 313
- や 行
- ヤップ問題 75
ユーリン 102–106, 114–116, 132, 134, 135,
172
葉挺 261
ヨッフェ 85, 92, 115, 116, 118–124, 126,
128–135, 137, 140, 149, 158, 172, 174, 218,
227
- ら 行
- ラシエヴィチ 247
リープクネヒト 183
陸榮廷 128
リザ・ハン 40, 41
李大釗 170
リトヴィノフ 170
李福林 275
廖仲愷 227
呂栄寰 305, 308
旅順 15
旅大 97, 120
李立三 289
臨城事件 133, 138
黎元洪 62, 138, 228
レーニン 22, 24, 26, 27, 30, 31, 34, 51, 53,
57, 59, 81, 97, 102, 106, 125, 178, 183, 186,
191, 209, 211, 215, 218, 254, 279, 282, 284,
289
露亜銀行 145, 159–161, 302
露阿条約 43
盧永祥 151
ロカルノ条約 190
露支協定 18, 122, 142, 145, 146, 149,
152–157, 160–162, 164, 174, 247, 287, 300,
304, 312, 313, 315
露波新条約 37, 38
露蒙協約（協定・条約） 18, 19, 106, 145,
160
- わ 行
- ワシントン会議（華府会議） 72, 77, 98,
99, 100, 137, 173

- ザバイカル 104, 131, 165
 山東問題 73, 75, 87, 99, 130
 四逃線 157
 幣原喜重郎 69
 ジナキー 154
 ジノヴィエフ 27, 28, 176, 191, 258
 シベリア 22, 24, 31, 33, 51-58, 61, 62,
 64-77, 91, 96, 97, 102, 104, 105, 108, 109,
 116, 117, 137, 242, 310
 シベリア出兵 54-56, 58, 59, 62, 64
 シベリア鉄道 69, 86
 シマノフスキー 308
 蔣介石 169, 227, 238-240, 242-247,
 252-254, 263, 275, 285, 299-301
 松花江 144, 153, 307
 徐樹錚 108
 ジョルジア 33, 34, 110
 新疆 16, 87, 248
 新経済政策 186, 191
 瑞金会議 268
 スターリン 30, 191, 192
 ストイアノヴィッチ 128, 130
 斎燮元 146
 セミヨノフ 67, 68, 77, 82, 108, 109, 111
 ゼムストヴォ 55
 セレブリヤコフ 154
 陝西 15
 曹錕 138
 孫科 260
 孫伝芳 271
 孫文 20, 62, 88, 97, 106, 124-126, 128-130,
 139, 140, 142, 174, 189, 220-223, 225, 227,
 228, 230-235, 238, 240, 263, 296, 298
 孫文大学（孫逸仙大学） 29, 212, 279
 孫ヨッフェ共同声明 129
 孫烈臣 149
- た 行
- 第三インターナショナル 177, 276 →共産
 インターナショナル
 第二インターナショナル 177, 180, 181, 188
 大連 15
 大連会議 72, 74-76, 137
 翟白秋 226
 ダリバンク 170, 172, 173, 175, 300-302
 段祺瑞 62, 63, 87, 94, 139, 142, 233
 团匪事件 15, 97 →拳匪暴動
 团匪賠償 84-86, 91, 94, 96, 104, 144, 148
 譚平山 120, 256
 チェコ軍 60-62, 65, 68, 69
 チェルヌイフ 171
- チタ 67, 68, 72, 76, 105, 108
 チタ政府 72, 74, 75
 チェリン 110, 111, 114, 211, 218, 274
 中央アジア 15, 16, 22, 24, 30-36, 41, 42,
 51, 182
 中国共产党 88, 89, 106, 107, 115, 118-120,
 126, 127, 130, 140-142, 161, 166, 170, 172,
 189, 220, 223-226, 230-234, 237, 241-244,
 247-258, 260, 261, 264-266, 269-271,
 276-284, 286-289, 296-299, 306, 313
 中山艦事件 238, 242
 張学良 285, 303, 306-308, 311, 314
 張家口 17
 張景惠 305
 趙恒錫 240, 244
 李濟臣 275
 張作相 149, 306, 307
 張作霖 81, 106, 108, 116, 117, 129, 132,
 139, 142, 146, 149-151, 154-159, 161,
 165-167, 169-172, 174, 175, 219, 240, 242,
 244, 253, 271, 273, 286, 300, 301, 303
 長春会議 121, 122, 137
 朝鮮 52, 76, 287, 288
 張發奎 261, 268, 272, 275, 278
 直隸派 103, 138, 139, 142, 240
 チルキン 305
 陳炯明 128
 陳独秀 120, 227, 289
 デニキン 28, 67
 寺内内閣 62
 湯玉麟 306
 洲昂鉄道（線） 156-158, 303
 東支鉄道 69, 82, 84-87, 91, 96, 105, 117,
 121-123, 129, 130, 132, 136-138, 142-145,
 147, 148, 151, 152, 154-157, 159-170,
 173-175, 219, 220, 247, 286-288, 290,
 300-308, 311, 312, 315
 唐生智 169, 244, 246, 247, 251, 253, 255
 トルキスタン 36, 41, 46, 87
 トロツキー 31, 53, 191, 192, 211, 214, 215,
 284
- な 行
- 南京政府 254, 273, 277, 278, 285, 294, 303,
 305, 306, 310-312, 314
 南昌会議 265-270
 尼港 70, 74
 西原借款 87
 二十一箇条 120
 日英同盟 73, 99

索引

あ 行

- 愛暉条約 87
 アフガニスタン 28, 30, 31, 41-45, 90
 アフガン戦争 43
 阿片戦争 101
 アレキセーフ 128
 伊犁 16, 92
 イワノフ 154, 160-163, 165, 166, 168, 220, 287
 インド 26-28, 30, 31, 33, 35, 38, 41, 43-46, 64, 73, 90, 138, 191, 278, 283
 インド支那 64, 138
 ウンゲルン 77, 108-110
 エイスモンド 154, 305
 英波条約 40
 英露協約 35
 英露経済協定 44
 エムチャノフ 168, 305
 沿海州 70, 71, 74, 75, 87, 103
 閻錫山 285
 袁世凱 18, 107, 221
 王カラハン協定 138, 142, 145, 148, 150
 王正廷 136, 142, 145, 146, 149, 156
 汪兆銘（精衛） 260, 276
 王柏齡 169
 大隈内閣 62
 オージンスキー 106
 オムスク 58, 66
 オムスク政府（政権） 66, 67

か 行

- 海洲 15
 外蒙 16-20, 23, 32, 86, 87, 92, 94, 97, 105-114, 117, 121, 129, 131, 132, 137, 143, 147, 155, 242, 243, 286
 何応欽 243
 郭松齡 165, 166
 郭松齡事件 155, 165, 166, 246
 カムチャツカ 71
 カメネフ 191
 カラハーン 122, 131-136, 138-142, 145, 146, 149, 150, 156, 157, 159, 165-173, 220, 241, 242, 286, 312, 313
 カラハーン宣言 81-87, 89, 90, 92-94, 96-100, 102, 120, 122-124, 129, 136, 143, 154, 159, 300
 横太 70 → サガレン

- 賀竜 261
 ガロン 175, 228
 甘肅 15, 87, 248
 間島 287, 288
 広東政府 140, 168, 174, 227, 242, 244-246
 キバ 42, 43
 キャクタ条約 19
 紗祭隊 245, 251
 共産インターナショナル 23, 25-29, 36, 39, 40, 45, 47, 72, 81, 88, 90, 102, 105, 107, 116, 119, 127, 140, 142, 164, 172, 173, 175-204, 206-213, 215-219, 221, 223-226, 231, 233, 236, 237, 239-258, 262-266, 269-271, 276-283, 285-290, 295-299
 → 第三インターナショナル
 極東共和国 71-73, 75-77, 84, 93, 103-105, 108-110, 137
 極東銀行 164
 庫倫 16, 103, 108, 109, 113, 121, 131, 241
 クラスノシエコフ 72
 ケレンスキイ 51
 ケレンスキイ政府（内閣） 52, 55, 57, 82
 ケロッグ条約 190
 拳匪暴動 83 → 団匪事件
 顧維鈞 145, 146
 膜州湾 17
 黄鄂 241
 黄埔軍官学校 228
 ヨーカサス 24, 31, 33, 34, 36, 37, 42, 51, 67, 182
 國際連盟 98, 180, 190
 國民會議 46, 231, 232, 233, 285
 國民党 87-89, 102, 116, 118, 119, 123, 124, 126-130, 138-140, 167, 168, 174, 219, 221-251, 253-255, 257-266, 269-271, 276, 277, 280, 281, 284, 296, 298, 299, 305, 308, 313
 黑龍江 16, 87, 144, 153, 307
 五・三十事件 101, 165, 236, 237
 吳俊陞 149, 247
 吳佩孚 106, 146, 155, 158, 167, 169, 240, 244
 グルチャック 28, 58, 67, 68, 70, 82, 105
 護路軍 121, 166

さ 行

- 蔡蓮升 308, 310, 311
 サガレン 71 → 横太